

伯耆町枳水高原リフト
枳水フィールドステーション
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月

伯耆町

桧水高原リフト、桧水フィールドステーション指定管理者募集要項

伯耆町桧水高原リフト、桧水フィールドステーション（以下「リフト等」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を導入し管理運営を行っています。現在の指定期間が令和８年３月３１日で満了となるため、令和８年４月１日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を募集します。

１．施設の概要

名 称	桧水高原リフト
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大内１０６９番地２
構 造	
敷地面積	127,530 ㎡
建築面積	スキーセンター（107.40 ㎡）、車庫（132.03 ㎡）、監視所（6.65 ㎡）、管理棟（24.74 ㎡）、出・改札所（6.64 ㎡）
開 設	第１、第２リフト 昭和６０年１２月 第３リフト 平成５年１２月
主な施設内容	第２リフト（延長 558m、輸送人員 1,200 人／時） 第３リフト（延長 499.77m、輸送人員 780 人／時） スキーセンター １棟（107.4 ㎡）、車庫（132.03 ㎡）、管理棟（24.74 ㎡） 出・改札所（6.64 ㎡）、監視所（6.65 ㎡）、圧雪車 １台、スノーモビル１台 乗用モア １台 照明施設（コン柱 12 本、照明器具 57 個） ※ 土地は、環境省（5,498.42 ㎡）、金屋谷集落（75,807 ㎡）、岩立集落（46,225 ㎡）からの借地 ※ 鉄道事業法による許可
名 称	桧水フィールドステーション
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大内１０６９番地５０
構 造	鉄筋コンクリート二階建
敷地面積	2,526.57 ㎡
建築面積	629.59 ㎡
開 設	平成５年９月２７日
主な施設内容	１階 休憩室（31.17 ㎡）、レンタルスキー室（78.38 ㎡）、管理室（31.13 ㎡） ２階 軽食ルーム（82.22 ㎡）、談話室（73.84 ㎡）、会議室（86.13 ㎡） ※ 土地は環境省からの借地（2,526.57 ㎡）

2. 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 桧水高原スキー場の施設設備の維持管理及び運営に関する業務

鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）および伯耆町索道事業の設置等に関する条例（平成17年伯耆町条例第148号。以下「索道事業条例」という。）に基づく桧水高原スキー場の施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全に桧水高原スキー場を利用できるようにするための施設設備の保守管理及び修繕、施設の清掃等）

イ 桧水フィールドステーションの施設設備の維持管理及び運営に関する業務

桧水フィールドステーション条例（平成17年伯耆町条例第146号。以下「フィールドステーション条例」という。）に基づく桧水フィールドステーションの施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全に桧水フィールドステーションを利用できるようにするための施設設備の保守管理及び修繕、施設の清掃等）

ウ リフト等の利用の許可及び利用制限に関する業務

索道事業条例及びフィールドステーション条例に基づく利用の許可及び施設からの退去命令

エ その他リフト等の運営に関する業務

施設内の案内、衛生環境の確保、火災、盗難等の事故及び事件の防止措置、利用者へのサービス提供並びに施設の利用促進に関すること。

(2) 管理の基準

指定管理者が、次の基本方針及び基本的事項に基づき、リフト等の施設の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たり、住民が広く利用する公の施設としての性格を十分に認識し、利用者のにとって快適な施設の環境づくり及び施設の利用促進を目指すこと。

リフト等の施設設備について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ 基本的事項

(ア) 経営の形態

指定管理者は、町からスキー場施設等（以下、桧水高原スキー場及び桧水フィールドステーションにかかる土地、建物、設備及び備品をいう。）を有償で借り受け、リフト等を経営するものとする。

(イ) リフト等の営業時間は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て決定すること。

ただし、営業時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まない。

(ウ) リフト等の定休日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て決定すること。

(エ) リフト等の利用許可について、索道事業条例及びフィールドステーション条例の規定に基づき、以下のいずれかに該当する場合除き利用の許可を行うこと

a 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- b 施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - c 上記の場合のほか、施設の管理上支障があるものとして索道事業規則で定める場合に該当するとき。
- (オ) リフト等の利用の制限について、索道事業条例及びフィールドステーション条例の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者に対して、施設からの退去を命ずることができること。
- a 施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
 - b 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
 - c 上記のほか、リフト等の管理上支障があると認められる者として管理規則に定める者
- (カ) リフト等の利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て決定すること。
- (キ) 次に掲げる場合には施設の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成して、あらかじめ町長の承認を得るものとする。次に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。
- ただし、減免した場合でも、町は、減免による減収分の補填はしない。
- a 伯耆町内の保育所、小、中学校の行事による利用
 - b 県、伯耆町等の公共事業での利用
 - c 県内の養護施設の行事による利用
 - d 町長が必要と認めた場合
- (ク) 個人情報の保護について、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。
- (ケ) 情報公開について、指定管理者は、伯耆町情報公開条例（平成17年伯耆町条例第8号）第23条の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。
- (コ) その他、施設管理運営等に関連する法令及び条例を遵守すること。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う指定管理業務の内容の詳細については、伯耆町榎水高原リフト、榎水フィールドステーション指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。
- イ スキー場施設等の賃貸借料は、町と指定管理者との間で締結する年度協定書において定めるものとし、その年額は、2,927千円（消費税含む。）以上とする。
- 賃貸借料の支払いは、毎年度の3月末日までに一括し支払うものとする。
- ただし、気象条件等による稼働率変動により次のとおり賃貸借料を軽減することができる。

(軽減額算出方法)

リフト事業に係る土地借上料（町がリフト事業のために借上げている土地の借上料）及び施設整備等に要した起債元利の30%相当額の指定管理期間（3年間）の平均額を協定書で定める営業日数で割った日割額に、悪天候等で営業できなかった日数を乗じた額を減額する。（上記の日割額に営業日数の実績を乗じた額を賃貸借料とする。）

ウ 指定管理者が行う指定管理業務を一括して第3者に委託することはできないこと。ただし、指定管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の業者に委託することができる。

エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案内容に応じ、町が施設の改修を行うことがある。

オ 指定管理者は、施設の管理運営業務を実施するにあたって必要な職員について、既管理団体の職員のうち引き続き当該業務に就業する意思がある職員を優先的に雇用するよう配慮すること。

カ スキー場の用地及びフィールドステーションの用地の一部は、町が地元所有地及び環境省所有地を賃借している。

3. 利用料金の取扱い等

施設の利用に係る料金収入、利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。

なお、指定管理者は、利用料金等により委託業務の実施に要する経費を賄うものとし、利用料金等の額が指定管理業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、町はその差額を補てんしないものとする。

4. 町と指定管理者との責任分担

町と指定管理者との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に○印がついた者が負うものとする。なお、その詳細については、町と指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		町	指定管理者
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵があるもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵があるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵があるもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵があるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕 （原則として、1件当たり10万円未満のもの）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る大規模な修繕（原則として、1件当たり10万円以上のもの）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、町が指定管理者に貸与する備品の更新及び町が必要と認める備品	○	○
	その他の備品		○
火災保険の加入		○	
指定管理業務に要する経費（上記のうち町が責任分担とされたものを除く。）			○

※ 「協議事項」は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものとする。

※ 「修繕」とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、「大規模修繕」とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。

※ 「備品」とは、性質、形状を変えることなく長期にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が3万円以上の物品をいう。

5. 指定管理業務に要する経費（指定管理料）

指定管理業務に要する経費（指定管理料）の基準価格は、年額0円とする。

6. 指定の期間

指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

7. 応募資格等

(1) 応募資格

リフト等の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

ア 西伯郡伯耆町内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 本町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

オ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

キ 国、都道府県及び市町村の租税公課に滞納がないこと。

ク 鉄道事業施行規則第77条に基づく索道技術管理者の資格を有する正規職員がいること。

ケ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、県内の地方公共団体の指定管理者の指定を取消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消し法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

コ ケの応募資格を満たさない指定管理取消し法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

リフト等のサービス向上又は指定管理業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合において、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における指定管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独に応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができない。

エ 同時に複数のグループの構成団体となることはできない。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 別紙提出書類一覧表のエからコまでについては、構成団体ごとに提出すること。

8. 募集及び選定の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、必要に応じて変更をする場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知する。

- ・応募要項の配布 令和7年10月1日（水）から
- ・質問事項の受付 随時(募集期間内)
- ・現地説明会 令和7年10月15日（水）
- ・募集の受付 令和7年10月24日（金）まで
- ・選定委員会 令和7年11月中旬
（面接審査） （時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。）
- ・選定結果の通知 令和7年11月下旬
- ・指定管理者の指定 令和7年12月中旬（町議会の議決を経て行う。）
- ・協定の締結 令和8年3月末までに

9. 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和7年10月15日（水） 午後2時から
- (2) 場 所 鳥取県西伯郡伯耆町大内1069番地50 榊水フィールドステーション
- (3) 申込方法 法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和7年10月10日（金）までに、要項の最終ページに掲げる現地説明会の申し込み先へ申し込むこと。

10. 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 随時(募集期間内)
- (2) 受付方法 質問票（別紙）に記入の上、問合せ先へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

11. 応募の手続き

(1) 応募書類の受付期間及び時間

令和7年10月24日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵送とすること。ただし、郵送の場合は、受付期間の最終日の午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、要項の最終ページに掲げる問合せ先及び応募書類の提出先とする。

(3) 応募書類

応募書類及びその説明は、別紙提出書類一覧表を参照し、提出すること。応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。

(4) 応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 1 部（副本は、複写可とする。）

（５）応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、町は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。
- イ 応募書類その他提出された書類は、返却しない。
- ウ 応募書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがある。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。
- エ 応募のあった法人等の名称等は、公表する。
- オ 提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- カ （３）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- キ 伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年伯耆町条例第 169 号。以下「指定手続条例」という。）、索道事業条例、その他関係法令を承知の上で応募すること。

12. 指定管理者の選定方法等

（１）選定方法

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて総合的に評価して、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）の選定を行う。

（２）選定方法

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査項目
1	町民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること（指定手続条例第 4 条第 1 号）	①申請団体の経営理念や管理計画が住民の公平な利用を確保するものであること ②利用者の声や意見が管理運営に反映される実現性の高い具体的取組があり効果が期待できること ③サービスを向上させるための実現性の高い具体的な取組があり、効果が期待できること。
2	施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続条例第 4 条第 2 号）	①施設の設置目的と計画に適合性があり、安定的、かつ質の高いサービスが提供できるものであること ②利用者の安定的な確保を図るための効果が見込める実現性の高い取組みがあること ③維持、安定性の確保、その他管理に必要な項目で効率的かつ効果的な運営のための実現性の高い具体的取組があり、効果が期待できること
3	管理を安定して行う規模、能力を有していること（又は確保の見込があること）（指定手続条例第 4 条第 3 号）	①施設の設置目的を理解し、公の施設の指定管理者としての使命感、意欲・熱意があること。 ②管理者の能力、職員の能力、職員の研修方策、経験等人的な体制が整備されていること ③類似する施設や事業の経営に関与した経験があること

	選定基準	審査項目
4	収支計画が施設の管理経費の効率化が図られるものであること（指定手続条例第4条第4号）	①収支計画は過大・過小な部分はなく適正に積算されていること ②経費の効率化等に対し、実現性の高い取組みがされていること
5	その他	①情報公開、個人情報保護等への取組みが適切なものであること ②災害その他緊急時等の危機管理に対する取組みが適切なものであること ③伯耆町民の雇用の確保に対する配慮があること

※但し、審査時における採点基準については、施設によって配点基準が異なる。

（３）面接審査等

指定管理者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和7年11月中旬に開催予定の選定委員会において、提出された書類により面接審査を行う。面接審査の日時、場所、実施方法等は応募書類を提出した法人等に別途通知する。

（４）指定管理者の決定等

面接審査の後、選定委員会での審査結果を踏まえ、候補者を決定する。その結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、公表する。

（５）選定対象の除外

次のいずれかに該当する法人等は、候補者の選定の対象から除外する。上記により、決定を受けた候補者が、その決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、その決定を取り消す。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

13. 指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、候補者を指定管理者とする旨の議案を令和7年12月伯耆町議会に上程し、その議決を得て行うものとする。

（２）協定の締結

町と指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目事項等について、協議の上令和8年3月末までに協定を締結するものとする。

（３）指定管理期間中の履行保証

協定書締結時に契約保証金2,927千円（町長が確実と認める銀行保証又は履行保証保険などの担保に換えることができる。）を町に納めること。過去2年間に国又は地方公共団体

と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に渡って契約し、これらを全て誠実に履行している場合には契約保証金を免除することができる。ただし、町税、消費税及び地方消費税について未納が無い場合に限る。この保証金は、協定期間終了後、指定管理者へ返納する。ただし、施設の管理運営について債務の不履行が明らかになった場合には、これを没収する。

(4) 留意事項

- ア 指定管理者の指定の議決を受けた者が正当な理由なく、協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- イ 指定管理者の指定の議決を受けた者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なうことなどにより、指定管理者としてふさわしくないと求められるとき。
- ウ 指定管理者は、施設の管理運営業務を実施するにあたって必要な職員を新規雇用する場合は、町内在住者の雇用拡大につながるよう配慮すること。
- エ 指定管理期間中に、町が施設の老朽化等に伴う改修を実施する場合には、改修中の管理・運営等の諸条件について事前に指定管理者に協議する。

14. 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用料金の実績等を業務報告書としてまとめ、その報告書をその翌月15日までに町に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第12条に規定する事業報告書を毎年度終了後30日以内に町へ提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年度2月末日までに当該年度の翌年度の事業計画書を町に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

町は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

15. 事業の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、町は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがある。この場合、指定管理者が町の指定する期間内に改善することができなかった場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場

合には、町は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

また、指定管理者がグループの場合において、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合には、町は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合は、当該管理の継続を認めるものとし、当該管理が困難と認められる場合は、町は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) 上記(1)(2)の理由により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

16. 添付資料

(1) 施設条例（別紙1）

17. その他

(1) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴き取り調査を行う。その際、詳細は、後日応募した法人等に連絡する。

(2) 問合せ先及び応募書類の提出先、現地説明会の申し込み先

伯耆町役場本庁舎 産業課商工観光室

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電話 0859-68-4211 FAX 0859-68-3866

メールアドレス cis@houki-town.jp

【別紙】

提 出 書 類 一 覧

書 類 名	説 明
ア 指定管理者指定申請書	・様式1による。 ・グループによる申請の場合は、別様によりグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。 ・グループによる申請の場合は、6（2）イのグループ協定書の写し。
イ 事業計画書	・様式2による。
ウ 収支計画書	・様式3による。
エ 定款若しくは法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	・法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類。
オ 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他財務の状況を明らかにすることができる書類	・昨年度の財務状況を明らかにできる書類。今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況が確認できる書類。
カ 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他業務の内容を明らかにすることができる書類	・昨年度の事業内容を明らかにできる書類。今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容が確認できる書類。
キ 申請法人等の概要を記載した書類	・申請法人等の役員名簿。 (住所、氏名(フリガナ付)、生年月日を記載すること) ・組織及び運営に関する事項を記載した書類。 (本社・事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、主たる事業の実績等)
ク 租税公課に滞納がないことを証明する書類（法人税、消費税、都道府県税、市町村税）	・法人にあつては、法人税、消費税、県事業所税の納税証明書。 ・団体にあつては、役員の町税全般の納税証明書。
ケ 管理運営業務に必要な職員の配置計画書	・職員の配置計画には、既管理団体の職員を雇用する意向があればその旨を記載すること。 ・様式4による。
コ 上記提出書類のうち、該当のないものについての理由書	・上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。

※その他、指定申請に関する宣誓書（様式5による。）